

規制影響分析書

平成21年 月

規制の名称	
主管部局・課室	
関係部局・課室	
関連する政策体系	
基本目標	
施策目標	
施策目標	
個別目標1	
個別目標2	
個別目標3	

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

現状・問題分析に関連する指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的	
根拠条文	

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【〇〇への便益】(便益分類：)	
【〇〇への便益】(便益分類：)	

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用 (費用分類：)	

行政費用 (費用分類:)
その他の社会的費用 (費用分類:)

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果 (規制の新設・改廃の総合的な評価)

--

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

--

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【〇〇への便益】(便益分類:)
【〇〇への便益】(便益分類:)

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用 (費用分類:)
行政費用 (費用分類:)
その他の社会的費用 (費用分類:)

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

--

5. 有識者の見解その他関連事項

--

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

--

健発第 0712003 号
平成16年7月12日
最終改正 健発第 0112002 号
平成19年1月12日

各 都 道 府 県 知 事
独立行政法人水資源機構理事長 } 殿

厚生労働省健康局長

水道施設整備事業の評価の実施について

水道施設整備事業については、効果的・効率的な施行及び透明性の確保を図る観点から、平成11年3月9付生衛発第355号「環境衛生施設整備事業の再評価の実施について」により再評価を実施しているところである。

今般、「環境衛生施設整備事業の再評価の実施要領」に事前評価を加え、改めて、国庫補助を受けて実施する水道施設（水道事業または水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有するものを含む。）整備事業に係る事業の評価実施要領を別添のとおり定めたので通知する。

おって、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知及び指導方よろしく願います。

なお、平成11年3月9日付生衛発355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知は廃止する。

別添

水道施設整備事業の評価実施要領

第1 趣旨

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

第2 対象事業及び実施時期

- (1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。
- (2) 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとする。
- (3) 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して実施中の事業を対象とし、原則5年経過ごとに実施するものとする。
- (4) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- (5) 当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする。

第3 評価の実施体制

1 地方公共団体等が実施する事業

- (1) 事前評価（事業費10億円以上）は、厚生労働省が行うものとする。
- (2) 事前評価（事業費10億円未満）及び再評価は、国庫補助事業の実施主体である水道施設整備事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。
- (3) 事業者は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。また、厚生労働省は必要に応じ、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (4) 事業者は、事前評価及び再評価の結果を厚生労働省に報告するものとする。
- (5) 厚生労働省は自らが実施した事前評価、事業者が実施した事前評価及

び再評価を踏まえ、対象事業の必要性、効率性及び有効性等の観点から国庫補助の必要性、継続の必要性の有無を判断するものとする。ただし、内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業については、厚生労働省は当該府省と調整の上その判断をするものとする。

2 水資源機構が実施する事業

- (1) 水資源機構が実施する事業の評価については、関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、水資源機構が行うものとする。なお、厚生労働大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。
- (2) 水資源機構は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (3) 水資源機構は、評価の結果を厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 厚生労働省は水資源機構が実施した評価結果を踏まえ、国土交通省と調整の上、国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するものとする。

第4 評価の内容

評価の内容は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価においては、新技術の活用、コスト縮減、代替案立案等の可能性、事業の必要性、計画の適切性等を踏まえ、費用対効果等の検討を各事業ごとに行う。
- (2) 再評価においては、採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等を各事業ごとに行う。

第5 評価の結果に基づく対応

事業者及び水資源機構は、評価の結果に基づき、以下の各項に掲げる措置を講ずることとする。

1 事前評価

(1) 事業の採択

厚生労働省において、事前評価の評価結果に基づき、事業の採択を行う

2 再評価

(1) 事業の継続

現計画による整備が適切であると認められる場合

(2) 事業計画等の見直し

事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合

(3) 休止

諸問題の解決に時間を要すると認められる場合

なお、事業再開については、再度需要等予測、投資効果分析等を実施した上で判断するものとする。

(4) 中止

社会経済情勢の急激な変化等のため需要等が当初の見込みと大幅に乖離した等の事情により、事業の効果がなくなっていると認められる場合

第6 評価の結果等の公表

厚生労働省は、事業採択前の段階における事前評価、事業者及び水資源機構が実施した再評価の結果並びにこれに基づく対応について、公表するものとする。

第7 その他

厚生労働省は、評価についての実施の細目を別に定めるものとする。

第8 施行期日

本要領は、平成16年6月1日から実施する。

健水発第 0712002 号
平成16年7月12日
最終改正 健水発第 0730003 号
平成19年7月30日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設整備事業の評価の実施について

標記については、平成16年7月12日付健発第 0712003 号「水道施設整備事業の評価の実施について」により健康局長から各都道府県知事あて通知されたところであるが、この実施にあたっては、別添実施細目を参照の上、制度の円滑な実施に努められるよう、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知及び適切な御指導をお願いする。

なお、平成11年3月9日付衛水第13号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知は廃止する。

別添

水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業の範囲は、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「要領」という。）第2(1)に該当する国庫補助事業であって次に掲げる事業とする。

- 1 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

第2 評価の単位の取り方

1 簡易水道等施設整備事業

原則として簡易水道事業の事業単位、かつ、国庫補助事業の区分を単位として評価を行うこととする。

ただし、区域拡張に伴う水量拡張等（いわゆるアロケーション事業）、一連の目的を達成するために行う事業については、一括した単位とすることができるものとする。

2 水道水源開発等施設整備事業

原則として水道事業又は水道用水供給事業の事業単位、かつ、国庫補助事業の区分を単位として評価を行うこととする。

ただし、水道広域化施設整備事業と一連の目的を達成するために行う水道水源開発事業については、一括した単位とすることができるものとする。

第3 評価時期

評価時期については、要領の第2(3)に定められているように、原則として、5年ごとに実施するものであるが、水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体着工前の適切な時期又は本体着工後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。

第4 評価の内容

評価は、次の事項について、分析、検討し、事業計画の妥当性を検証することにより行うものとする。

- 1 事業採択前又は採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化
 - ①当該事業に係る水道事業者等の水需給の動向等

- ②水源の水質の変化等
- ③当該事業に係る水道事業者等の要望等
- ④関連事業との整合
- ⑤技術開発の動向
- ⑥その他関連事項

2 採択後の事業の進捗状況

工事着工のめど、供用のめど等について、事業内容に応じ、次の事項のうち必要なもの。

- ① 用地取得の見通し
- ② 関連法手続等の見通し
- ③ 工事工程
- ④ 事業実施上の課題
- ⑤ その他関連事項

3 コスト縮減及び代替案立案等の可能性

- ①「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月)、
「厚生労働省公共工事費用縮減対策に関する行動計画」(平成13年3月)、
「水道施設整備事業コスト構造改革プログラム」(平成15年11月)に基づくコスト縮減方策。

ただし事業のコスト縮減につながるものに限定せず、普及・浸透することにより社会的コスト等も視野に入れた長期コストを縮減させる施策や、事業実施の円滑化により事業便益の早期発現に資する施策等を幅広く含む。

- ②次の事項を考慮した代替案

ア. 事業の迅速化(時間的効率性、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減)

イ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化(工事コストの低減)

ウ. 調達最適化(発注及び入札の見直し、技術競争、民間技術力の活用)

4 その他

事業の投資効果分析(なお、事業実施により得られる効用や事業を休止又は中止することの問題点の検証を行うことも、当該事業の投資効果の分析の一手法と考えられる。)